

別表2の2 譲受申請者（譲渡ボランティア）の基準

- 1 譲渡ボランティアの所在地及び動物の飼養場所は、大阪府内に存在し、その代表者は大阪府内に在住する成人であること。
- 2 動物を適正に一時飼養できる施設を有し、多頭飼育、鳴き声、臭気、衛生面等で周辺環境に悪影響を及ぼす恐れがないと判断されること。
- 3 団体の場合は、動物の愛護及び管理に関する法律及び環境省令で定める第二種動物取扱業の届出等、譲渡活動に係る法令を遵守していること。
- 4 団体の場合は、原則として、規約、役員名簿、活動計画及び報告書、動物の飼養場所の図面を提出すること。
- 5 個人の場合は、原則として、活動計画及び報告書、動物の飼養場所の図面を提出すること。
- 6 不妊・去勢手術等、動物の確実な繁殖制限措置を6か月以内に行い、不妊手術実施報告書（様式第4）を提出すること。また、行わなかった場合は、その理由を報告すること。
- 7 6か月ごとに指導センターへ現況報告書（様式第5）により、飼養動物の数を報告すること。
- 8 猫を譲受申請者（個人）の基準を満たさない者への譲渡及び他の団体等への再譲渡を行わないこと。譲渡後は、譲渡報告書（様式第6）を提出し、6か月後には譲受者へ現況報告書を提出させ保存しておくこと。
- 9 譲り受けた動物を営利又はそれに類する目的に使用しないこと。
- 10 指導センターが実施する講習会を受講できること。
- 11 不測の事態により飼養継続が困難になった場合も、事前に飼養継続者を決めておくなど責任ある対応ができること。
- 12 行政が実施する立入調査等に全面的に協力できること。
- 13 指導センターから動物を譲り受けている譲渡対象団体であることを、名刺・ホームページ等で広報しないこと。また、募金・物資の援助等の手段に用いないこと。
- 14 「譲受申請及び誓約書」の内容を理解し、遵守すること。
- 15 関係法令を遵守するとともに、指導センターの指導に従い、調査及び事業等に協力すること。
- 16 上記のほか、指導センターが必要と認める次の条件を満たしていること。
 - (1) 指導センターへの無断立入や無許可撮影、指定された出入口以外からの出入りの禁止等、職員の施設管理上の指示を遵守すること。
 - (2) 指導センターにおいて、動物の放棄希望で来所した者と動物の個別取引をしないこと。
 - (3) 他の団体等を批判、誹謗中傷するような行為がないこと。
 - (4) その他、指導センターとの信頼関係を維持できないと認められるような行為がないこと。
- 17 上記選定基準を満たさなくなった団体等について、保健所長は、譲渡対象団体等の登録を取り消すことができる。